

業務執行体制の確認に関するQ & A

平成29年12月

○ 発注者は、契約の適正な履行や業務成果の品質確保を図るため、業務執行体制の再確認を行うとともに、業務の委託契約に関する監督に際しては以下について確認及び把握を徹底すること。

1 契約締結時

(1) 受注者が選任する配置技術者(管理技術者及び照査技術者)の保有資格等(業種に関する実務経験年数を含む)が、特記仕様書等に明示した資格要件に適合していることの確認

質問及び回答	
Q1	保有資格の確認はどのように行うのか
A1	「管理技術者及び照査技術者選任(変更)通知書」(以下、「選任届」という。)の添付資料として、管理・照査技術者に成り得ることを証する資格証明書等の写し(証明証、登録証など)や経歴書(実務経験による場合)の提出を求め、その内容を確認してください。
Q2	保有資格を証明する資料として、資格試験の合格証や合格通知書の添付でよいか
A2	資格試験の合格証や合格通知書だけでは、資格の保有を証明したことにはなりません。登録証などの提出を求め、保有する資格の有効性を確認する必要があります。
Q3	技術士の証明は「技術士登録証」でよいか
A3	技術士の登録部門(選択科目は問わない)を証明する場合は「公益社団法人日本技術士会」が交付する「技術士登録証」でも確認できますが、登録部門のほか <u>選択科目までを証明する場合は</u> 、同会が発行する「技術士登録等証明書」の写しが必要となります。
Q4	実務経験年数の確認はどのように行うのか
A4	資格要件が実務経験による場合は、受注者が提出する選任届と経歴書で学歴や実務経験年数を確認します。 なお、発注者は、必要に応じ経歴書の記載内容をテクリス等で確認するほか、受注者に対し記載内容を証明する書類等の追加提出を求めてください。
Q5	選任届と経歴書の提出があれば配置を認めるのか
A5	資格要件が実務経験による場合は、選任届と併せ、経歴書の提出が必須となります。 なお、その確認方法は上記1(1)A4のとおりですが、発注者が求めた追加資料等の提出が無い場合や記載内容が不明確であることで、資格要件を満たしていることを発注者が確認できない場合は、選任しようとする技術者の配置は認められません。
Q6	実務経験年数は、関連する企業(コンサルタント等)に在籍した期間と考えてよいか
A6	資格要件としての実務経験年数とは、企業等に在籍した期間ではなく、資格要件に関する業務(業種)に従事した期間を指します。 発注者としては、資格要件に関連のない業務(業種)に従事した期間が含まれていないことを確認する必要があります。
Q7	配置しようとする技術者が資格要件に関する複数の業務(業種)を兼務して従事した場合、その技術者の実務経験年数は、それぞれの業務の従事期間を合計した期間としてよいか
A7	同時期に2以上の業務を担当した場合の資格要件としての実務経験年数は、各業務の従事期間を合計した期間ではありません。 発注者としては、期間を重複してカウントしていないことを確認する必要があります。 (例:4月から翌年3月までの12か月間に3業務を担当した場合には、3業務の合計の実務経験年数が12か月を超えることはない)

Q8	受注者から提出される選任届について、特記仕様書等に明示した資格要件との確認は誰が行うのか
A8	選任届の受付窓口は、土木建築事務所であれば総務課であると考えられますが、「設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督」は、山口県委託業務監督事務処理要領(平成 20 年 4 月 1 日)第 5 条において監督業務と規定されていることから、同要領第 6 条に基づき監督職員(総括監督員、主任監督員、監督員)が行います。
Q9	落札候補者から、特記仕様書等に明示された資格要件に適合する配置技術者がいない又は配置が困難との申し出があった場合、その者の行った入札を無効とすることは可能か
A9	業務委託では配置技術者の兼務を認めていることから、入札条件において、技術者の配置が困難であることを入札無効事由としていませんので、この場合において、その者の行った入札を無効にすることはできません。 ただし、低入札価格調査対象業務である場合において、調査対象者が提出期限までに資料等の提出を行わない等の場合には、「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領」に基づき、その者の行った入札は無効となります。 なお、応札後の入札辞退又は契約辞退・契約拒否は、「不誠実な行為」として指名停止等の措置の対象になります。
Q10	業務契約に際し、落札決定された業者から、特記仕様書等に明示された資格要件に適合する配置技術者がいない又は配置が困難との申し出があった場合、その業者と契約できるか
A10	特記仕様書等に明示した配置技術者の資格要件を満たす技術者を配置できない場合は、当該業者と業務契約を締結することはできません。 なお、落札決定後の契約辞退や契約拒否は、「不誠実な行為」として指名停止等の措置の対象になります。
Q11	業務履行期間中において、配置技術者の変更は認めてよいか
A11	配置技術者の途中交代は契約書第9条第1項及び第10条第1項でも認めていますので、変更後の配置技術者が特記仕様書等に明示した配置技術者の資格要件を満たせば、変更は認められます。 ただし、受注者は選任届(変更)により、発注者の承諾を得る必要があります。
Q12	企業と配置技術者には、建設工事の監理技術者等に求められる「企業との直接的かつ恒常的な雇用関係」と同様な関係が必要か
A12	現行では、業務委託契約において、直接的な雇用や恒常的な雇用について規定したものではありませんが、契約の適正な履行や業務成果の品質確保のため、発注者は受注者に対し、適切な執行体制の確保に努めるよう要請してください。 なお、低入札価格調査の対象業務における配置技術者には、企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要となります。
Q13	担当技術者の選任届は必要か
A13	共通仕様書において、「受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)」とされていますので、あらかじめ必要書類等を監督職員に提出する必要があります。 なお、配置技術者の選任届は発注者への通知となっているのに対し、担当技術者に関する必要書類等は監督職員への提出となっていることに注意が必要です。
Q14	受注者が担当技術者を定めた場合の発注者への提出書類は、業務計画書に代えてもよいか
A14	必要書類等の提出は選任届様式を活用するほか、業務計画書の提出に代えることも可能です。 なお、発注者が特記仕様書等で担当技術者に求める資格要件を定めた業務では、必要に応じ、発注者は受注者に対し資格証明証等の写しの提出を求めるなどして、資格要件を満たしていることを確認する必要があります。

Q15	発注者の承諾を得て再委託した業務において、再委託先の担当者を担当技術者として認めてよいか
A15	<p>担当技術者とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいうことから、担当技術者は、当該業務の主たる部分を含む業務の重要な部分を担う技術者であると考えます。</p> <p>従って、再委託先の担当者は、主たる部分を担う担当技術者のもとで業務を行う者であり、当該業務の担当技術者にはなり得ないと考えます。</p>

1 契約締結時	
(2) 測量、調査、設計、用地調査等の業種の異なる複数の業務を併せて発注した複合業務では、特記仕様書等に明示した資格要件に適合する技術者等が業種ごとに選任されていることの確認	
質問及び回答	
Q1	発注者として、業種ごとの資格要件設定はどうすればよいか
A1	<p>設計、測量、地質・土質調査、用地調査等、積算、工事監督支援の各業務における資格要件については、平成 29 年 8 月 3 日付け技術管理第 322 号「調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件の改正について(通知)」を発出していますので、これを特記仕様書として活用し、発注段階から配置要件と資格要件を明確にしてください。</p>
Q2	測量設計業務などの複合業務では、管理技術者が二人必要となるのか
A2	<p>他の業務との兼務を認めていることから、業種ごとに明示した資格要件の全てを満たす技術者であれば、最低一人から配置可能です。</p> <p>ただし、低入札価格調査対象業務である場合は、当該業務の管理技術者は一切の兼務が認められないため、複数の技術者の専任配置が必要となります。</p>
Q3	複合業務の場合、照査技術者は一人でも認められるか
A3	<p>複合業務において照査技術者を求める業務が複数あれば、それぞれの業務(業種)で照査技術者の配置が必要です。</p> <p>なお、一人の照査技術者が、複数の業務(業種)において県が定める要件を満たす場合は、これらを兼務することは可能です。</p> <p>また、低入札価格調査対象業務である場合に第三者照査を行う照査技術者についても、同様に兼務は可能です。</p>
Q4	複合業務における選任届は、必要事項を 1 枚にまとめる必要があるか
A4	<p>どの業務(業種)に従事するかを明確にするため、受注者に対し、業務(業種)ごとに分けた選任届の提出を求めてください。</p>
Q5	低入札価格調査の対象である場合は管理技術者を専任で配置する必要があるが、複合業務では、「業種ごと」に管理技術者の専任配置が必要か
A5	<p>低入札価格調査の対象である複合業務の場合、各業種に携わる管理技術者は「業種ごと」に専任配置とし、他の契約業務との兼務をはじめ、同一業務の「他業種」との兼務は認められません。</p>
Q6	複合業務において複数の管理技術者を選任しようとする場合、契約書第 9 条第 2 項に規定した権限は誰が有するのか。選任された管理技術者の全員が有するのか
A6	<p>契約書第 9 条第 2 項に規定され、受注者の一切の権限(同条の規定により行使できないとされた権限を除く)を有するものとされる管理技術者は、契約の履行に関し業務の管理及び統轄を行うものであることから一人であるべきと考えます。</p> <p>従って、複合業務の場合においては、受注者が選任しようとする複数の管理技術者の中からこの権限を有する技術者一人を選任し、選任届において、その内容が明らかにされていることを発注者として確認してください。(別添資料参照)</p>

Q7	照査技術者は管理技術者を兼ねることができないとされているが、設計業務と地質調査業務の複合業務の場合、設計業務の照査技術者は地質調査業務の管理技術者を兼ねることは可能か
A7	<p>契約書第 10 条第 2 項において、「照査技術者は業務の技術上の管理を行う管理技術者を兼ねることができない」とされていることから、複合業務の場合、照査技術者は同一業務(業種)の管理技術者を兼ねることはできません。</p> <p>ただし、各業務(業種)に求められる資格要件を満たせば、異なる業務(業種)の管理技術者を兼ねることは可能です。</p> <p>なお、低入札価格調査対象業務である場合は、当該業務の管理技術者は一切の兼務が認められないことに留意が必要です。</p>
Q8	配置技術者に対し、国土交通省発注業務のような手持ち業務量の制限はあるか
A8	<p>現行では、山口県発注業務において、特記仕様書等に明示がある場合を除き、配置技術者に対する手持ち業務量の制限はありません。</p> <p>ただし、低入札価格調査対象業務である場合は、当該業務の管理技術者は一切の兼務が認められないことに留意が必要です。</p>

2 業務履行期間中	
(1) 受注者が、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に再委託していないことの把握	
質問及び回答	
Q1	業務内容の「主たる部分」とは
A1	各業務(業種)の共通仕様書に明記されており、主に、業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等としています。(別添資料参照)
Q2	複合業務の場合の「主たる部分」とは何を指すのか
A2	複数の業務の場合、各業務(業種ごと)の共通仕様書において、それぞれ明記された「主たる部分」を指します。(別添資料参照)
Q3	受注者が第三者に「主たる部分」を再委託しているか否かについて、発注者としてどのように把握するのか
A3	<p>業務契約書第 6 条において、業務の全部を一括して、又は「主たる部分」を第三者に委託することを禁止しています。そのため発注者は業務打合せの際に技術者の氏名・所属・従事内容を確認するなど、日頃から受注者に対し契約遵守を求めていくことが重要です。</p> <p>なお、受注者から申請の無い再委託の詳細は、通常では把握することが困難な事項と考えますので、発注者は、協議等の場に技術者を同席させ説明を求めるなど、予防的・抑止的な対応を行っていくことも必要です。</p>
Q4	受注者が第三者に業務の全部を一括、又は主たる部分を再委託している若しくは再委託しようとしていることが判明した場合、発注者はどうすればよいか
A4	<p>発注者は、受注者に対し再委託に関する詳細な内容や範囲について説明を求めるとともに、再委託に関する契約遵守を指導し改善を求めてください。</p> <p>なお、特段の事情がないにもかかわらず、発注者の指導に従わない場合や速やかな改善が図られない場合には、「不誠実な行為」として指名停止等の措置の対象になります。</p>

2 業務履行期間中	
(2) 受注者が業務の一部(上記 2(1)及び発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く)を再委託しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得る必要があること	
質問及び回答	
Q1	「軽微な部分」とは
A1	各業務(業種)の共通仕様書において、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、資料の収集・単純な集計などの他、特記仕様書に定めた事項としており、契約書第6条第3項において、再委託に際し発注者の承諾が不要とされています。(別添資料参照)
Q2	受注者から提出される再委託承諾申請について、その内容審査は誰が行うのか
A2	【1(1)A8 に同じ】選任届の受付窓口は、土木建築事務所であれば総務課であると考えられますが、「設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督」は、山口県委託業務監督事務処理要領(平成20年4月1日)第5条において監督業務と規定されていることから、同要領第6条に基づき監督職員(総括監督員、主任監督員、監督員)が行います。
Q3	受注者から再委託の承諾申請があった場合、発注者として何を基準に審査すればよいか
A3	再委託の承諾に係る審査は適正に行う必要があります。そのため発注者は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を受注者に提出させ、以下について審査し、適当と認められる場合に承諾します。 ①再委託を行う合理的理由 ②再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力 ③その他必要と認められる事項 ただし、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したのについて承諾を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意する必要があります。 また、再委託に関する書面に記載された事項について変更がある場合には、受注者に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行ってください。
Q4	再委託が可能な業務について、金額の上限等はあるのか
A4	再委託を行おうとする業務に係る上限額を規定するものではありませんが、発注者は再委託の承諾に際し、再委託を行うことが合理的であるか、特に業務の大部分を再委託する場合に合理的な理由及び必要性があるかについて留意する必要があります。
Q5	随意契約の業務であっても、業務の一部の再委託を承諾してよいか
A5	随意契約の業務であっても、再委託を承諾することは可能です。 なお、審査にあたっては上記 2(2)A3 及び A4 のとおりです。 ただし、業種別の再委託実態を踏まえ、設計業務と用地調査等業務は、共通仕様書において「随意契約により契約を締結した業務において原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り承諾を行う」としていますので注意してください。
Q6	ソフトウェアを使用した計算を再委託する場合は、「軽微な部分」に該当するか
A6	設計業務等におけるソフトウェアを使用した設計計算は概ね構造計算に関する部分と推察されることから、「軽微な部分」としている「計算処理(単純な電算処理に限る)」には該当しないと判断します。(別添資料参照) なお、再委託の可否については、その他事項を含めた総合的な審査・判断の結果によります。
Q7	「山口県ふるさと産業振興条例」に基づき、再委託に当たっては山口県内の業者に限られるのか
A7	第一に、発注者として受注者に対し、「山口県ふるさと産業振興条例」に対する理解と協力を求めてください。そのうえで、山口県外の業者へ再委託することはやむを得ないと考えます。 ただし、業務ごとに事情は異なるため、上記 2(2)A3 のとおり適正な審査の上、適当と認められる場合に承諾することとなります。

Q8	承諾を得て再委託した業者が、さらに第三者へ再々委託しようとする場合、承諾を得る必要があるか
A8	再委託の相手方がさらに第三者に再委託を行おうとする場合も、 上記 2(2)A3 と同様の審査を行いますので承諾の手続きを必要とします。 また、委託契約の履行体制を確認・把握するため、受注者は発注者に対し、再委託及び再々委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を提出するとともに、「履行体制に関する書面」の内容を変更する必要がある場合には、遅滞なく変更の届出を行う必要があります。 なお、委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、発注者は受注者に対し、報告を求める等必要な措置を講じる必要があります。
Q9	「主たる部分」、「発注者の承諾を必要とする部分」及び「軽微な部分」の境界が曖昧である。再委託が「できるもの」と「できないもの」、再委託できるもののうち承諾が「必要なもの」と「不要なもの」を、もう少し明確にできないか。
A9	審査にあたっては別添資料を参考にしてください。 (別添資料参照)
Q10	「個人情報の取扱い」を含む業務を再委託することは可能か
A10	共通仕様書において、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については受注者が自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務の再委託を禁止しています。 さらに、発注者の指示又は承諾を得て再委託を行う場合であっても、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずることとしていることから、受注者は「個人情報の取扱い」に関し、「守秘義務」を含め、再委託の相手方に対して受注者と同等の義務を負わせるなどの対応が必要です。

2 業務履行期間中	
(3) テクリスや業務計画書等に登録・記載された担当技術者が、当該業務に従事していることの把握	
質問及び回答	
Q1	発注者として、担当技術者を含めた配置技術者の当該業務への従事状況の把握はどのように行うのか
A1	業務計画書に示された担当技術者の打ち合せや現地立会への参加状況で直接確認できるほか、電話やメールの対応状況からも概ね把握可能と考えています。 また、現地作業や踏査等の状況写真などにより間接的に確認することも可能です。 受発注者にとって証明や確認が難しい問題ですので、発注者は、日々の業務対応を通じた把握に努めてください。
Q2	業務計画書に記載のない技術者をテクリスに登録することは認められるか
A2	共通仕様書において「登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする」としていますので、業務計画書に記載のない技術者を登録することは認められません。 なお、業務従事技術者に変更がある場合は、受注者は、あらかじめ選任届(変更)又は業務計画書(変更)により発注者又は監督職員に通知・提出のうえ、業務計画書に示した技術者の範囲で登録を行うこととなります。
Q3	複合業務の場合、8名を超える担当技術者の配置は認められるか
A3	共通仕様書において、「担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする」としていますので、複合業務の場合であっても担当技術者の人数は8名までとなります。

業務執行体制の確認に関するQ&A <資料①>

■業務別の区分

業務の種類	再委託できないもの		再委託できるもの	
	「主たる部分」		発注者の承諾が必要	発注者の承諾が不要
	「主たる部分」		—	「軽微な部分」
①計画準備・現地踏査	業務の総合的企画、業務計画書作成、現地踏査 業務の実施手法の比較検討及び決定		個別の企画の案、比較手法案の作成作業等	各業務の共通仕様書に明記。一般に、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集・単純な集計など
②業務遂行管理	業務遂行管理		—	
③調査業務	調査業務の手法の比較検討及び決定（現地調査位置の決定等を含む） 調査業務に係る技術的判断		比較手法案の作成作業、調査作業等	
④設計業務等	設計業務等の手法の比較検討及び決定（構造計算のパラメーターの決定等を含む） 設計業務等に係る技術的判断		個々の比較案、施工計画に伴う計算・作図作業、設計計算作業、数量計算作業等	
⑤解析業務	解析業務の手法の比較検討及び決定（計算処理のパラメーターの決定等を含む） 解析業務に係る技術的判断		比較手法案の作成作業、解析作業（計算処理、データ入力・プログラミングを含む）	
⑥説明資料作成	説明資料の作成方針の決定や技術的判断		手法比較検討案などの資料の作成作業等	
⑦報告書作成・照査	報告書の作成方針の決定や技術的判断		手法比較検討案などの資料の作成作業等	

共通仕様書の記載内容 <参考 1>

業務の種類	設計業務	測量業務	地質・土質調査業務	用地調査等業務
共通仕様書	第 1128 条 再委託	第 130 条 再委託	第 129 条 再委託	（施行上の義務及び心得） 第6条
「主たる部分」	契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。			
	(1)設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 (2)解析業務における手法の決定及び技術的判断	(1)測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等	(1)調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断 (2)解析業務における手法の決定及び技術的判断	用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断
承諾が必要	受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあつては、発注者の承諾を得なければならない。			受注者は前2号に規定する業務以外の再委託にあつては、発注者の承諾を得なければならない。
「軽微な部分」	契約書第 6 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。 （※表現は業務ごとに多少異なる）			

(設計業務の場合の例) 再委託が認められる業務の範囲 <参考 2>

再委託できない部分 (業務の主たる部分)	再委託できる部分 (発注者の承諾が必要)
設計計画における全体実施方針の決定、構造形式や設計細部事項の比較検討のための方針決定と検討作業の指示、結果の技術的判断	左記の方針決定に基づく設計計画における個々の比較案の計算・作図作業
設計計算における方針決定、設計条件、パラメータの確定、計算手法と計算モデルの決定、設計計算結果に対する技術的判断、照査	左記の決定・判断に基づく設計計算作業
設計図における方針決定、設計条件及び細部条件等の指示、方針決定に対し重要な要素となる図面の作成(平面図、縦断図、一般図等)、技術的判断、照査	左記の決定・判断に基づく作図作業
数量計算における方針決定、使用材料規格等の決定、技術的判断、照査	左記の決定・判断に基づく数量計算作業
施工計画における方針決定、施工条件の確定、施工法・施工順序等の比較検討のための方針決定と検討作業の指示、技術的判断、全体工程計画表の作成	左記の決定・判断に基づく施工計画における作図・数量計算作業
設計に付随する測量・地質調査等の調査位置・範囲及び仕様の決定	設計に付随する測量・地質調査の作業実施等

(第9条、第10条関係)

平成 年 月 日

管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書

(発注者) 様

(受注者) ㊞

次のとおり選任（変更）したので、通知します。

実施年度	平成 年度	事務所	
業務の名称			
実施場所	地内		
契約年月日	平成 年 月 日		
委託期間	着手期日	平成 年 月 日	
	完了期日	平成 年 月 日	
区分	管理技術者		照査技術者
住所または居所			
氏名及び 生年月日	年 月 日生		年 月 日生
最終学歴			
業務に必要な 免許・資格			
経歴年数			

(注1) 照査技術者については、該当する場合に記入すること。

(複合業務の場合)

管理技術者又は照査技術者を複数選任した場合は、業務の種類を明らかにし、該当項目に○をつけること。

選任した業務の種類	○○業務
複合業務を統括する 管理技術者	1 上記で選任した管理技術者は、複合業務を統括するものである 2 該当しない

(注2) 管理技術者又は照査技術者を複数選任した場合は、業務の種類ごとに別々に作成すること。

(注3) 複合業務を統括する管理技術者とは、選任した複数の管理技術者のうち、契約書第9条2項において、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができるものとされているものをいう。